

(別紙1)

令和1年度  
社会福祉法人 やまと医正会 社会福祉充実計画

1. 基本的事項

法人名	社会福祉法人 やまと医正会						法人番号	
法人代表者氏名	理事長 中村 勝昭							
法人の主たる所在地	福岡県柳川市大和町栄 220 番地 2							
連絡先	0944-76-5555							
地域住民その他の関係者への意見聴取年月日	平成30年8月4日 自治会役員等 久留米市が募集の地域密着特養に応募の趣旨を説明し賛同を得る 平成30年8月25日 近隣住民・農事組合員 //							
公認会計士、税理士等の意見聴取年月日	税理士 大串 輝幸 令和1年5月17日							
評議員会の承認年月日	評議員会承認 令和1年6月 日							
会計年度別の社会福祉充実残額の推移 (単位:千円)	残額総額 (平成30年度末現在)	1か年度目 (令和1年度未現在)	2か年度目 (令和2年度末現在)	3か年度目 (平成〇年度末現在)	4か年度目 (平成〇年度末現在)	5か年度目 (平成〇年度末現在)	合計	社会福祉充実事業未充当額
	92,870 千円	92,870 千円	0 千円					92,870 千円
うち社会福祉充実事業費(単位:千円)		601,594 千円						
本計画の対象期間								

2. 事業計画

実施時期	事業名	事業種別	既存・新規の別	事業概要	施設整備の有無	事業費
1か年 度目	地域密着特養 の開設	社会福祉 事業	新設	第三みづま敬和苑の開設 地域密着特養/29床 ショートステイ/6床	有	601,594 千円
小計						601,594 千円

2か年 度目						
	小計					
3か年 度目						
	小計					
4か年 度目						
	小計					
5か年 度目						
	小計					
合計						601,594 千円

※ 欄が不足する場合は適宜追加すること。

### 3. 社会福祉充実残額の使途に関する検討結果

検討順	検討結果
① 社会福祉事業及び公益事 業（小規模事業）	① 平成 28 年度に地域密着特養を開設したが、現状多数の待機者があること。 加えて急速な高齢者の増加が見込まれ、更に利用者の増加が見込まれる事。 当該事業者として、当事業整備は必須と判断した。
② 地域公益事業	
③ ①及び②以外の公益事業	

### 4. 資金計画

事業名	事業費内訳	1か年度目	2か年度目	3か年度目	4か年度目	5か年度目	合計
施設開設 事業	計画の実施期間に おける事業費合計	601,594 千円					
	社会福祉充実 残額	92,870 千円					
	補助金	116,000 千円					
	借入金						
	事業収益	392,724 千円					
	その他						

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「資金計画」を作成すること。

## 5. 事業の詳細

事業名	地域密着特養/第三みづま敬和苑の開設	
主な対象者	施設入所の利用者	
想定される対象者数	地域密着特養入所の 29 名と、ショート利用の 6 室	
事業の実施地域	久留米市在住の要介護者	
事業の実施時期	令和 2 年 3 月 1 日開所	
事業内容	地域密着特養及びショートステイの事業（ユニット型施設）	
事業の実施スケジュール	1 か年度 目	地域密着特養 29 室、ショート 6 室の開設
	2 か年度 目	
	3 か年度 目	
	4 か年度 目	
	5 か年度 目	
事業費積算 (概算)	土地取得・造成費用	120,000 千円
	施設整備費	448,200 千円
	設計管理料	18,544 千円
	設備整備費用	14,850 千円
	合計	601,594 千円
	合計	601,594 千円（うち社会福祉充実残額充当額 92,870 千円）
地域協議会等の意見と その反映状況	社会福祉事業として更なる充実を計画／地域等の意見を聴衆し賛同を得る	

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「事業の詳細」を作成すること。

6. 社会福祉充実残額の全額を活用しない又は計画の実施期間が5か年度を超える理由

--

(別紙2－様式例)

手 続 実 施 結 果 報 告 書

令和 1 年 5 月 17 日

社会福祉法人 やまと医正会

理事長 中村 勝昭 殿

大 事 輝 寺 

私は、社会福祉法人やまと医正会（以下「法人」という。）からの依頼に基づき、「令和1年度 社会福祉法人やまと医正会 社会福祉充実計画」（以下「社会福祉充実計画」という。）の承認申請に関連して、社会福祉法第55条の2第5項により、以下の手続を実施した。

1. 手続の目的

私は、「社会福祉充実計画」に関して、本報告書の利用者が手続実施結果を以下の目的で利用することを想定し、「実施した手続」に記載された手続を実施した。

- ① 「社会福祉充実計画」における社会福祉充実残額が「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」（以下「事務処理基準」という。）に照らして算出されているかどうかについて確かめること。
- ② 「社会福祉充実計画」における事業費が、「社会福祉充実計画」において整合しているかどうかについて確かめること。

2. 実施した手続

- ① 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等に係る控除の有無の判定と事務処理基準を照合する。
- ② 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等について事務処理基準に従って再計算を行う。

- ③ 社会福祉充実残額算定シートにおける再取得に必要な財産について事務処理基準に従って再計算を行う。
- ④ 社会福祉充実残額算定シートにおける必要な運転資金について事務処理基準に従つて再計算を行う。
- ⑤ 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉充実残額について、再計算を行った上で、社会福祉充実計画における社会福祉充実残額と突合する。
- ⑥ 社会福祉充実計画における1、2、4及び5に記載される事業費について再計算を行う。

### 3. 手続の実施結果

- ① 2の①について、社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等に係る控除対象財産判定と事務処理基準は一致した。
- ② 2の②について、社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等の再計算の結果と一致した。
- ③ 2の③について、再取得に必要な財産の再計算の結果と一致した。
- ④ 2の④について、必要な運転資金の再計算の結果と一致した。
- ⑤ 2の⑤について、社会福祉充実残額の再計算の結果と一致した。さらに、当該計算結果と社会福祉充実計画における社会福祉充実残額は一致した。
- ⑥ 2の⑥について、社会福祉充実計画における1、2、4及び5に記載される事業費について再計算の結果と一致した。

### 4. 業務の特質

上記手続は財務諸表に対する監査意見又はレビューの結論の報告を目的とした一般に公正妥当と認められる監査の基準又はレビューの基準に準拠するものではない。したがって、私は社会福祉充実計画の記載事項について、手続実施結果から導かれる結論の報告も、また、保証の提供もしない。

### 5. 配付及び利用制限

本報告書は法人の社会福祉充実計画の承認申請に関連して作成されたものであり、他のいかなる目的にも使用してはならず、法人及びその他の実施結果の利用者以外に配付又は利用されるべきものではない。

(注) 公認会計士又は監査法人が業務を実施する場合には、日本公認会計士協会監査・保証実務委員会専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」を参考として、表題を「合意された手続実施結果報告書」とするほか、本様式例の実施者の肩書、表現・見出し等について、同実務指針の文例を参照して、適宜改変することができる。

以上